

「乳幼児等医療費助成制度」の 対象年齢等を拡大しています



洞爺湖町では、昨年8月1日から乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を15歳までに拡大し、対象となるお子様の、医療費の自己負担額を無料化しています。

この医療費助成を受けるためには、医療機関等の窓口にて「受給者証」の提示が必要となりますので、忘れずに受給者証交付の手続きをしてください。

区 分	助 成 拡 大 後 の 内 容
受 給 対 象	洞爺湖町にお住いの、0歳から15歳まで（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）で健康保険に加入している乳幼児等
助 成 範 囲	通院・入院・調剤・指定訪問看護・補装具費用等の医療費の自己負担分（保険診療分のみ）
自 己 負 担 額	自己負担なし（全額助成）
所 得 制 限	所得制限なし



◆現在、重度心身障害者医療費助成制度またはひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証を使用している方でも、対象年齢内であれば、医療費の全額助成を受けることができますが、手続きなどが異なりますので、次の注意事項と合わせてご確認ください。

＜拡大後における注意事項＞

- 1 助成を受けるにあたって所得制限はありませんが、町外から転入されてきた方の場合、手続きの際に課税（所得）証明書が必要となりますので、前住所地の役所にて交付を受けてください。
- 2 受給者証により原則医療費の窓口負担はなくなりますが、医療機関によっては自己負担を求められることがありますので、その場合は、後日①印鑑②医療機関等で支払いをした領収書③通帳など振込先口座がわかるもの一を持参のうえ、役場担当課窓口にて払い戻しの申請手続きを行ってください。
ア 胆振西部管内（登別市、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）の医療機関等では、受給者証を提示することで原則自己負担額が無料となります（一部の医療機関を除く）。
イ 胆振西部管内以外（北海道内、北海道外）の医療機関等では、一時的に自己負担分の支払いが必要になります。この場合、払い戻しの申請手続きをお願いします。
- 3 重度心身障害者医療費助成制度またはひとり親家庭等医療費助成制度に該当する、0歳から15歳まで（15歳の誕生日以後最初の3月31日まで）の方については、後日医療機関等で支払った自己負担額が払い戻されますので、①印鑑②医療機関等で支払いをした領収書③通帳など振込先口座がわかるもの一を持参のうえ、役場担当課窓口にて申請手続きを行ってください。

受給者証の交付手続き

- 1 手続きには、印鑑と現在加入している健康保険証が必要です。
- 2 町外から転入されてきた方は、課税（所得）証明書が必要となりますので、前住所地の役所にて交付を受けてください。
- 3 すでに受給者証を使用している乳幼児（平成28年3月31日現在、小学校に入学していない方）については、自動更新となりますので、手続きは必要ありません。

受給者証の交付時期

受給者証の更新時期が8月1日ですので、毎年7月下旬に新しい証を郵送します。なお、手続きをされた方で受給者証が届かない場合には、担当まで問合わせください。

■問 合 せ 住民課国保医療グループ（☎74-3002）
■担当窓口 住民課国保医療グループ（☎74-3002）
／洞爺総合支所庶務課総務・住民・環境グループ（☎82-5111）／洞爺湖温泉支所住民・環境整備グループ（☎75-2281）